

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第二章 婦人運動

第二節 子供を守る運動

一、児童憲章 児童の人身売買事件、年少労働者の労働強化、不就学児童、少年犯罪の増加等、年少者の問題が深刻になっている時厚生省が発起人となり児童憲章の制定を計画した。その後、文部、司法、労働、警察などの関係者があつまって草案をつくり、五月五日「子供の日」に左の如き児童憲章を吉田首相自ら音頭をとって宣言式を開いた。

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は心身ともに健やかに生まれ育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすようにみちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶようにみちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また十分に整った教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。

十一、すべての児童は身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として、人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。

これにたいし、婦人民主新聞五月六日、「児童憲章は大人の気やすめで子供に対して安あがりの贈物である、経済的裏付けのないものが、どれだけ効果をあげ得るか疑問である」と批判している。

二、国際子供デー 二月一日から五日までベルリンで開かれた国際民主婦人連盟第三評議会は六月一日の国際子供デーに対し、つぎのことを決議し世界の人々に訴えた。

一、戦争の脅威をのぞき、子供の生命を守り、軍備を縮小し、子供の健康と教育をまもるためにこどもの生活状態を改善するための予算をふやさませう。学校で教える学科を民主化し、学校、こどもの出版物、映画、ラジオの戦争宣伝の中止を要求ませう。

二、一九五一年にこどもを守る国際会議を開くよう努力させよう。この会議の準備にこどもの問題ととりくみ、これに意味をもち出して、社会的文化的科学的にいろいろ疑問をもっている個人や団体を参加させませう。この会議で「世界平和」の立場からこどもの教育と生命の保証のためにとられるいろいろのやり方が討論されるはずだ。

三、会議の準備にあたってくれるあなたの国の団体をすいせんして下さい。会議にみんなの心をむけるためにこどもの生活状態、健康問題、教育問題についてのありとあらゆる要求を組織して下さい。こどもの状態を改善するために具体的にそして直接的な運動を、あらゆる町、村、地方でおこして下さい。イタリア婦人同盟がしたようにこどもを守ることを議題にあなたの国で会議をひらいて下さい。(以下省略)

世界民主婦人連盟からの呼かけにこたえて日本でも六月一〇日、東京各区の子供会の代表が集り話し会をした。子供会の組織についての報告や学校問題の給食、教育内容、寄附について討論し、さのこをきめた。

- 一、勉強がしたい。
- 二、新聞を出そう。
- 三、あそび場がほしい。
- 四、まずくて身体をこわしおまけに高い給食をやめて下さい。
- 五、先生は暴力をふるうのをやめて下さい。
- 六、ゲントウ機が安くかりられたり買えたりするようにして下さい。
- 七、寄附金を少く、できればなくして下さい。
- 八、給食の食器ばかり買わないで、楽器や運動用具を買って下さい。
- 九、みんなと一緒に遠足にゆけるようにみんなが払える費用で。
- 一〇、みんな一緒に中学へあがれるようにして下さい。
- 一一、子供会をもっと沢山つくりませう。
- 一二、子供会はお互にやったことを知らせ合いませう。
- 一三、立派な人になるために勉強をしたり、お父さんやお母さんがよろこんでくれることをしませう。そして戦争はいや、平和を守るためにいろいろなことをしましう。
- 一四、このような沢山の友達を集りを四カ月に一度もちませう、そしてその会をもっといいものにするためにうちあはせたり相談するための代表者の集りを月一度、日曜日にもちませう。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

